

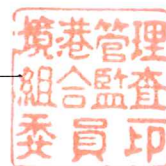


境港管理組合監査委員告示第1号

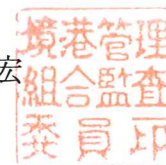
地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第12項の規定に基づき、境港管理組合管理者から平成24年9月10日付境港管理組合監査委員告示第1号で公表した平成23年度決算に係る監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので公表する。

平成25年5月28日

監査委員 法正良



監査委員 岡本康宏



監査結果報告に添付された意見に基づき境港管理組合管理者が講じた措置

監査意見	講じた措置
<p>1 行政事務からの暴力団の排除について</p> <p>鳥取、島根両県においては、入札及び契約等の県の行政事務において暴力団排除規定を設けるなどの暴力団関係者の排除の取組を進めているところである。</p> <p>組合においても、契約における暴力団排除について、既に取り組を始められたところである。</p> <p>については、行政事務全般において暴力団の排除が進められるよう、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>暴力団排除条例の制定に向け、関係機関との協議が整ったことから、平成25年4月1日に条例を施行した。</p>